

分担金・拠出金の名称		アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	48,017千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		アジア太平洋経済協力(APEC)事務局	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 APECは、アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組。1989年、我が国からの働きかけもあり、ホーク豪首相(当時)が同地域の持続的な経済発展及び地域協力のための会合の創設を提唱、同年第1回APEC閣僚会議を豪・キャンベラで開催されたのがはじまり。以降、現在に至るまで、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化及び連結性の強化を通じた地域経済統合、成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動を行う。 (2)拠出に当たっての成果目標 アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化を通じた地域経済統合、成長戦略の実施、経済・技術協力等の活動に貢献することを目指す。				
分類	評価基準	実績・成果等				
当該機関等の活動・組織について	I 1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・APECは、当該年で議長を務める国・地域のリーダーシップの下、高級実務者会合(SOM)が年4回、首脳会議、閣僚会議、貿易担当大臣会合、財務大臣会合、中小企業担当大臣会合が年1回、それぞれ定期的に開催されているほか、議長国・地域の意向を受けて、観光、保健、女性等、多様な分野における担当大臣会合が不定期に開催されている。また、下部組織として、各種委員会が、さらにその傘下に多数の作業部会が設置され、年2～3回会議を開催し、それぞれの分野における課題について活発な議論を行っている。 ・APECは、2020年までに自由で開かれた貿易及び投資を実現する旨を謳ったボゴール目標を掲げ、関税及び非関税障壁の削減及び手続の簡素化、サービス貿易及び投資の標準化、知的財産権保護の促進、競争政策及び政府調達、各種規制の適切な実施、腐敗防止の促進、人の移動の自由化、経済連携協定の促進等の幅広い分野において、加盟国・地域に貿易及び投資の進展に向けた行動又は取組を促し、数多くの成果を挙げている。また、2025年までにアジア太平洋地域に経済的、社会的連結性を強化するための目標を首脳レベルで合意し、物理的連結性、制度的連結性、人と人との連結性の3つの柱の下、地域的つながりを強化するための取組を実施している。 ・APECでこれまでに実施してきた具体的取組の一例は以下のとおり。 ①2011年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議において、加盟国・地域がWTO情報技術協定(ITA)の交渉開始にリーダーシップを発揮する旨合意し、2012年5月に品目拡大交渉が立ち上げられた。2017年6月6日現在、現行ITAには82か国・地域が、拡大ITA交渉には54か国・地域がそれぞれ参加している。 ②同会議において、環境物品に対する関税を2015年末までに5%以下に削減することに合意したことを受け、翌2012年のウラジオストクAPECで合意を得た環境物品リストに基づき、現在までにほぼ全ての加盟国・地域において、その実現を果たした。 ③1999年3月からAPECビジネス・トラベル・カードが導入され、域内ビジネスパーソンの自由な往来に大いに寄与している。2016年12月末日現在、全加盟国・地域による累積発行総数は80万4,954枚に上っている。 ④APECは産業界との連携を重視し、1995年に開設された、民間委員から成るAPECビジネス諮問委員会(ABAC)と協働して、ビジネス界の意見を取り入れるシステムを内包し、地に足のついた議論を展開している。 ⑤途上国・地域を対象とした能力構築や情報・知見の共有等を目的とした、多様な分野に係るワークショップ、セミナー、シンポジウム、調査、出版等の各種プロジェクトを年間約100件実施している。 ・APECは、これら種々の取組の概要及び成果をホームページで広く一般に向けて発信する等、ビジビリティの確保にも努めている。				
			・上述のとおり、2020年までに自由で開かれた貿易及び投資を実現する旨を謳ったボゴール目標を掲げ、加盟国・地域に貿易及び投資の進展に向けた行動又は取組を促す中、2016年は、2年に一度実施される中間評価が実施され、各加盟国・地域の進捗状況は報告書として取りまとめられ、各加盟国・地域がこうした政策を運営する上で参照されている。また、近年議長を務める国・地域の多くが、「持続可能で包摂的な質の高い成長」を目標として掲げており、首脳宣言や閣僚声明等で言及され、加盟国・地域に対してこうした取組の実施が促されているほか、その実現に向けて、年間約100件に上る、多様な分野に係るワークショップ、セミナー、シンポジウム、調査、出版等の各種プロジェクトの実施を通じ、主に途上国・地域に対する能力構築に注力している。なお、上述の報告書や各種の取組の概要及び成果については、APEC事務局ホームページで広く一般に向けて公開され、知見共有の一助となっている。 ・APECと同様に自由貿易促進を主たる目的とする世界貿易機関(WTO)と密に連携して取組を進めており、これまでも、様々なレベルの会議開催の折に、事務局長をはじめとする同機関職員をオブザーバーに招いているほか、「多角的貿易体制への支持」に関する声明の発出等を通じて、貿易円滑化協定(FTA)の早期発効及びITA拡大交渉の早期妥結を後押ししている。その他、東南アジア諸国連合(ASEAN)、経済協力開発機構(OECD)、太平洋経済協力会議(PECC)、太平洋諸島フォーラム(PIF)、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)をはじめとする各国際機関とも、各作業部会において関係者をオブザーバーに招いたり、または、プロジェクトを実施するに当たって連携する等の例は枚挙にいとまがない。中でも、公式オブザーバーの地位を有するASEAN、PECC、PIFは、閣僚会議や貿易担当大臣会合、SOMの多くに参加し、積極的に議論に参加している。 ・毎年、定例開催される首脳会議、閣僚会議、貿易担当大臣会合、SOMやその他分野別大臣会合等をはじめと、下部組織である各委員会、作業部会の大多数に参加し、積極的に議論を主導している。また、議長国・地域の代表、各国・地域の高級実務者や委員会、作業部会の議長と意見交換又は調整のため、会議の合間に、また、会議が開催されていない期間も精力的に個別の協議を行い、我が国の意向が着実に成果に反映されるよう努めている。特に、首脳会議、閣僚会議、貿易担当大臣会合の成果文書における文言調整では、積極的に我が国の意見を提起し、それら文書の内容が望ましいものとなるよう腐心している。例えば、2016年の首脳会議では、金融、財政、構造改革等の政策総動員、保護主義への対抗、「サービス分野やデジタル貿易の環境整備、質の高いインフラの推進といった我が国の主張が反映された宣言」とりまとめられた。			

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント ・APECの組織及び財政に係る課題は、主に、内部組織の一つである、全加盟国・地域で構成される財政管理委員会(BMC)の場で報告及び議論されている。一部の作業部会については、その運営や機能、戦略的優先事項や活動の方向性等につき、外部専門家による検証を受け、指摘事項の報告を受ける独立評価制度が導入され、運営適正化・効率化の一助となっている。さらに、加盟国・地域が実施したプロジェクトについては、実施後の効果や今後の展開等につき、外部コンサルタント企業が、長期的評価を実施する制度が新たに導入される等、一層の透明性、公平性を担保するための取組は継続的に行われている。また、会計及び財務状況については、委託した外部の法人がこれを監査し、その報告書は、例年8月に開催されるBMCで提示され、全加盟国・地域の承認を得た後に、ホームページで公表されている。さらに、作業部会に対する独立評価やプロジェクトに対する長期的評価の実施を通じ、外部機関から改善に向けた指摘がなされた場合、当該作業部会ないしプロジェクトを実施した加盟国・地域は、それに対する措置を講じることが求められるため、一層の正確性や透明性、効率性の向上が担保されている。 ・事務局長は公募制となっているほか、事務局の幹部職員は各加盟国・地域から最大2名の職員を派遣して任に充てることが関係会議等、正式な手続にのっとり定められており、人事の公正性、平等性は厳格に担保されている。また、プロジェクトの審査及び評価の過程が何段階にもわたり、煩雑かつ相応のコストがかかっているとの提起がなされたのを受け、2016年にかかる議題を扱う協議体が設置され、議論の末に提起された簡素化案が2017年3月に開催されたBMC及びSOMIにおいて承認され、2018年から適用されることとなった。その他、近年、APEC全体及び一部の委員会における組織合理化が議題に上っており、現在、議論が進められているところである。 ・外部監査の結果、予算、財務管理は健全かつ適正であると評価されている。 ・現行の義務的拠出金分担率は、1998年の改訂を最後に見直しが行われておらず、各加盟国・地域の近年の経済規模と乖離が生じていることから、2015年3月に開催されたBMCにおいて、我が国から、最新の経済統計データを、既存の計算式に適用して義務的拠出金のアップデートを行い、今後、定期的に見直しを行っていく旨提案を行ったが、コンセンサスを得ることはできなかった。本件については、引き続き追求していく予定。また、プロジェクト実施予算については、「次の3年間におけるプロジェクトに分配すること」、「毎年プロジェクト承認額を基本的に前年末時点における使用可能な資金の3分の1とする」という規則があるため、一部の任意拠出金において、繰越金の割合が高まっていることから、2016年3月のBMCにおいて、我が国から、より効率的かつ積極的な利用を促す旨の発言を行った。本件についても、今後の推移を注視しつつ、必要に応じ提起する予定。
Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性 ・本件拠出金は、APEC事務局の運営及びプロジェクトの実施に伴う経費を賄うものであり、規定の分担率に基づき、各加盟国・地域が応分負担する義務を負う。 ・APECでは、地域経済統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に関する様々な取組が行われており、中でもアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現に向けた取組や連結性強化のためのインフラ開発投資の促進、サービス貿易の更なる自由化のためのロードマップの策定等、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備が進められている。これらは同地域に進出する日本企業のビジネス機会の拡大にも直結する重要な課題であり、我が国は、これら課題について、APECの予算を利用して、加盟国・地域の理解増進を目的とした各種プロジェクトを実施しているほか、首脳宣言、関係文及び関係声明等への反映を通じて我が国に有利な経済環境の形成、確保に努めている。 ・APECにおける意思決定は全加盟国・地域による全会一致により行われ、各加盟国・地域には形式上平等な発言権が与えられているものの、我が国は、APEC設立当初からの米国と並ぶ最大の義務的拠出金負担国として、加盟国・地域からの信頼と期待も大きく、また、地域における責任ある経済大国として、その発言には大きな影響力を有する。元来、義務的な性格の拠出金であり、主要拠出国である日本が拠出を減額することは想定されないが、万一、そうした場合には、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化を推進するというこれまでの外交方針を大きく転換するメッセージを世界に発信することに他ならず、加盟国・地域からの信頼を大きく損ねる事態を招くばかりか、日本外交の柱の一つである「日本経済の成長を後押しする経済外交の推進」という重要外交課題の達成が困難となる。 ・事務局長とは、必要に応じて個別の協議の機会を設け、議論の方向性等につき、意見交換を行っている。直近では、2016年3月、8月に開催されたSOMで、それぞれ協議を実施。 ・2016年から、APECにおける取組の一環として、望ましい投資環境のために必要とされる施策に関する調査及び官民対話を開催している。APECにおいて、日本企業が海外展開している地域を中心に、投資環境の課題の洗い出し、改善策を提言としてまとめ、政治レベルに対し、本課題の取組の必要性を発信することで、政治的なリーダーシップを促し、法整備やルールづくり及び手続の円滑化等、投資環境改善の取組を促すことが可能となる。2017年内に官民の政策対話を実施し、同年内に提言を策定する予定。そうしたプロジェクトを実施することで、日本企業にとって望ましい投資環境の改善を図り、もって日本企業の海外展開の拡大に寄与する。 ・さらに、国際的なスタンダードとしての質の高いインフラ投資の更なる普及を図り、もって我が国のインフラ輸出の拡大に寄与すること等を目的として、APECにおいても、「G7伊勢志摩原則」等、質の高いインフラ投資の重要性を訴えているほか、ABACと連携し、ビジネスの立場から質の高いインフラの実現に向けた具体的な提言などが発信されるよう働きかけている。具体的な取組として、2017年には、APECに加盟する開発途上国・地域を対象に質の高いインフラに関する啓発等を目的としたセミナーの開催を予定している。 4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等 ・各加盟国・地域から、APEC事務局への派遣職員数については、1993年に開催された関係会議で決定されており、我が国からは、当該決定で定められた上限である2名を幹部級職員として派遣している。我が国から派遣されている2名の職員は、APECの様々な委員会、作業部会の中でも主要な協議体である、貿易・投資委員会(CTI)や、その傘下の投資専門家会合(IEG)、基準・適合性小委員会(SCSC)のプログラム・ディレクターを務める等、重要な役割を与えられている。なお、2名を超える派遣についても規定されているものの、他の加盟国・地域からの派遣枠に残余がある場合は現行派遣枠を優先することとされており、現状において、日本が2名を超える職員を派遣するのは困難である。 ・緊急事態への備え(防災)作業部会(EPWG)や交通作業部会(TPTWG)、競争政策・法グループ(CPLG)、市場アクセスグループ(MAG)等、複数の作業部会において、日本人が議長又は副議長の要職を占め、当該作業部会の運営、議論の方向性や成果策定に大きな影響力を有している。 5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保 以下のとおり、PDCAが確保されている。 PLAN: BMC及びSOMIにおいて、APEC事務局が提出する予算計画を精査・議論し、それを結果を踏まえ、日本が拠出する額の予算要求を実施。 DO: 義務的拠出金として予算拠出。BMC及びSOMIに対するAPEC事務局からの報告を通じて、APEC事務局の活動をモニタリング。 CHECK: 外部監査法人(デロイト・トーマツ)が会計監査を実施。 ACT: BMC及びSOMの会合の場やAPEC事務局長との会談を通じ、必要に応じて予算計画の改善についての提言を行い、拠出金の適切な管理を図っている。
担当課室名	アジア太平洋経済協力室